

令和3年4月26日 一部改定

令和3年4月20日

学生の皆さんへ

学生部長 伊東 明子

**【注意】緊急事態宣言対象都府県・まん延防止等重点措置区域への移動を伴う
課外活動の実施について**

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、4都府県に緊急事態宣言が発出され、7県の特定区域にまん延防止等重点措置が適用されています。

これらの地域においてクラブ・サークルの試合や発表会等がある場合は以下を遵守してください。

[緊急事態宣言対象都府県]

- ・対象都府県への移動は禁止とする。(ただし、強化指定クラブについては所属連盟の方針に従うとともに、キャンパスから指示された事項を必ず守ること。)

[まん延防止等重点措置区域]

- ・所属する連盟等の方針に従い、定められている事項を必ず守ること。
- ・会場等に必要以上滞留することを避け、日程終了後、速やかに帰途につくこと。
- ・活動後の会食や飲食を伴う反省会等は絶対に行わないこと。
- ・可能な限りの感染防止対策をし、その他に各キャンパスから指示された事項がある場合はそれを必ず守ること。
- ・連盟等の管理にない活動（練習試合、合宿等）は禁止とする。

なお、今後の状況によっては対応を変更せざるを得ない場合がありますので、連絡事項の定期的な確認をお願いします。

参考：静岡県ホームページ（別ウインドウで開きます）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html>

本件の問い合わせ先
各キャンパス 学生課